

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（新宿区決定）
 都市計画西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 4.8ha				
公共施設の配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 5 号線	別に都市計画に定めるとおり		整備済み
			新宿副都心街路第 13 号線	別に都市計画に定めるとおり		整備済み
			補助線街路第 61 号線	別に都市計画に定めるとおり		拡幅
			環状第 6 号線	別に都市計画に定めるとおり		整備済み
		区画街路	区画道路 1 号	幅員 12m、延長約 230m		新設
			区画道路 2 号	幅員 8m、10m、延長約 260m		拡幅（一部新設）
			区画道路 3 号	幅員 10m、延長約 20m		拡幅
		建築物の整備	街 区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途
A-1 街区	約 19,900 m ²		約 384,700 m ² [約 255,000 m ²]	住宅、店舗、事務所、生活支援施設、駐車場、保育所等	高層部：240m 中層部：40m その他：20m	高さの限度は、TP+41.4mからの高さである。 「工作物を含む建築物等の最高高さ」とする。ただし、避雷針等その他これに類するものはこの限りではない。
A-2 街区	約 340 m ²		約 3,700 m ² [約 3,100 m ²]	住宅、店舗、生活支援施設、駐車場等	中層部：40m	
A-3 街区	約 200 m ²		約 1,500 m ² [約 1,200 m ²]			
建築敷地の整備	街 区	建築敷地面積	整備計画			
	A-1 街区	約 29,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に広場を確保する。 道路境界線から建築物を後退させ、道路と一体となった歩行者空間を確保する。 			
	A-2 街区	約 500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から建築物を後退させ、道路と一体となった歩行者空間を確保する。 			
	A-3 街区	約 270 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から建築物を後退する。 			
住宅建設の目標		戸 数		面 積	備 考	
		約 3,200 戸		約 204,000 m ²		
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。